

第一問

甲国に住所を有する甲国人 X は、日本に住所を有する日本人 Z に対して金銭債権を有している。甲国に住所を有する甲国人 Y は Z から依頼を受け、Z の X に対する債務を保証する旨の保証契約(「本件保証契約」)を X との間で締結した。X は、Z に対する本件金銭債務の履行請求に併合する形で、Y に対する本件保証債務の履行を請求する訴えを日本で提起することができるか。

本件保証契約が書面でなされ、「本件保証契約から生ずる紛争の訴訟は、甲国の裁判所においてのみ提起できるものとする。」との条項(「本件管轄条項」)を置いている場合はどうか。

(期末試験総点 80 点中 35 点)

第二問

X(日本人女)と Y(甲国人男)は甲国で婚姻し、両者の間に子 W が誕生した。やがて Y は甲国人女 A を相手として不貞行為に及んだため、X は W を連れて日本に帰国し、以後、ともに日本に居住している。Y は、X を相手取り、離婚等を請求して甲国で訴えを提起した。訴状は公示送達され、X の応訴がないままに手続が進められ、離婚請求および財産分与請求を認容する判決(「本件判決」)が確定した。その後、X は、Y を相手取り、離婚、財産分与、W の親権者の自己への指定、不貞行為を理由とする慰謝料を請求して日本で訴え(「本件訴訟」)を提起した。なお、X は本件訴訟に先立って、Y を相手取って日本で離婚調停を申し立てたが、同調停は不成立に終わった。

(1) 本件判決は日本で承認されるか。(期末試験総点 80 点中 5 点)

(2) 本件訴訟の(i)離婚、(ii)親権者指定、(iii)財産分与、(iv)慰謝料のそれぞれの請求につき、日本に国際裁判管轄権が認められるか。(期末試験総点 80 点中 25 点)

(3) X は、A に対しても、不貞行為を理由とする慰謝料を請求したいと考えている。同請求について、日本に国際裁判管轄権は認められるか。(i)本件訴訟に併合して請求する場合と、(ii)地方裁判所において請求する場合に分けて答えなさい。(期末試験総点 80 点中 15 点)